

共済年金 だより

No.96

平成21年10月発行

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

< 重要 >

- 「平成22年分の扶養親族等申告書」が同封されていた方へ 2頁
扶養親族等申告書に関するQ&A 3頁

< お知らせ／お願い >

- 年金に関する各種届出について 4頁
平成21年10月からの「個人住民税」について 5頁
年金受給者の皆様からよくある質問 6頁
全国年金相談開催案内（11月以降の開催） 7頁
読者のひろば・原稿募集・お問い合わせ先 8頁



「赤いりんごのふる里」青森県弘前市 川村孝正（青森県）

「平成22年分の扶養親族等申告書」 が同封されていた方へ

「扶養親族等申告書」の提出期限は、平成21年11月17日です

年金から所得税を源泉徴収する際に、基礎的控除等の所得控除を受けるためには、同封の「扶養親族等申告書」の提出が必要です。

ただし、会社等に勤務し、その給与支払者に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出される方は、「扶養親族等申告書」を提出する必要はありません。

「扶養親族等申告書」の送付にあたって

◎「扶養親族等申告書」をお送りしたのは、退職(共済)年金などの「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、平成22年中に支払われる年金の額が次の金額以上の方です。

- ① 65歳未満の方(昭和21年1月2日以後の生まれの方)……………108万円
- ② 65歳以上の方(昭和21年1月1日以前の生まれの方)で
退職共済年金を受給している方……………80万円
退職共済年金以外(退職年金、減額退職年金など)の年金を受給している方…158万円

◎上記の金額未満の方は、課税対象とはなりませんので「扶養親族等申告書」をお送りしていません。

◎また、障害(共済)年金や遺族(共済)年金などの「障害」または「死亡」を給付事由とする年金は、非課税ですので、これらの年金を受けている方にも「扶養親族等申告書」はお送りしていません。

「扶養親族等申告書」を提出した場合の所得税額と、提出しなかった場合の所得税額

(例)年金一郎さんの場合



本人(無職)
退職共済年金
年金額 180万円
年齢 66歳



妻(無職)
年齢 63歳
(控除対象配偶者)

定期支給期毎の
所得税額

「扶養親族等申告書」を提出した場合(基礎的控除などの所得控除があります。) ⇒ 3,000円

「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合(基礎的控除などの所得控除はありません。)

⇒ 22,500円

※ 詳しくは同封の「扶養親族等申告書の手引き」の所得控除、所得税の計算等をご覧ください。

平成22年分の扶養親族等申告書については、記入方法をより分かりやすくするため

- ① 平成21年分の扶養親族等の申告を行っていない方用 ……緑色の申告書
- ② 平成21年分の扶養親族等の申告を行っている方用 ……赤紫色の申告書

の2種類に分けて、お送りしております。

扶養親族等申告書に関するQ&A



1 昨年の申告内容に変更がある場合は、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の裏面には、変更がある事項のみ記入するだけでよろしいのでしょうか。



1 変更のある事項欄だけでなく、「控除対象配偶者」、「扶養親族」及び「障害者」等の該当する**すべての事項**を改めて記載してください。
記載漏れがありますと、その事項については控除の適用が受けられなくなりますので、ご注意ください。



2 私は、今年から障害の状態になりましたが、障害者控除を受けられるでしょうか。障害者控除を受けられる場合、「普通障害」か「特別障害」のどちらに該当するか、よくわかりません。どのように判断すればよろしいのでしょうか。



2 「身体障害者手帳」や「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている方は、障害者控除を受けられます。
「普通障害」と「特別障害」の区分については、障害の程度によりますが、同封の「平成22年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」の10頁をご参照ください。
なお、今年から障害の状態ということであれば平成21年分も該当しますが、平成21年分については、**来年2月の確定申告で申告**していただくこととなります。



3 妻は、現在、控除対象配偶者に該当しておりますが、来年(平成22年)妻自身、年金を受ける予定です。この場合、控除対象配偶者に引き続き該当するでしょうか。



3 奥様が平成22年中に受ける年金の額によります。奥様が**65歳未満の場合は108万円未満**、**65歳以上の方の場合は158万円未満**であれば、引き続き控除対象配偶者に該当します。



4 65歳以上の者については、受けている年金が退職共済年金とそれ以外の年金とで金額が分かれているのは何故ですか。



4 65歳以上の方で「扶養親族等申告書」をお送りしたのは、退職共済年金の場合、支給額が**80万円以上**、退職共済年金以外(退職年金、減額退職年金など)の場合、**158万円以上**の方です。退職共済年金を受給している方は、65歳になると、別途、社会保険庁から老齢基礎年金(障害基礎年金を受けている場合も同様です。)を受給することとなるため、退職共済年金の対象額は下げて**80万円以上**としています。



5 私が受給している年金は、遺族(共済)年金だけですが、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出する必要はあるでしょうか。



5 遺族(共済)年金や障害(共済)年金は、税法上、非課税となっているため、提出の必要はありません。
したがって、当連合会から申告書用紙はお送りしておりません。

年金に関する各種届出について

(担当：年金支給第一課)

民間会社などに再就職したとき、または国会議員等になったとき

(年金の一部支給停止に必要な届出)

退職(共済)年金・障害(共済)年金・減額退職年金等を受給されている方が、民間会社等に再就職され、厚生年金保険、私立学校教職員共済の公的年金制度に加入されたとき、または、国会議員や地方議会の議員になったときは、「**厚生年金保険の被保険者等届(就職等届)**」を提出してください。

また、昭和12年4月2日以降の生まれの方で70歳以後、厚生年金保険適用事業所に勤務されている方や私立学校教職員共済制度の特定教職員として勤務されている方も同様に「**就職等届**」を提出してください。



雇用保険の失業給付(基本手当)を受けることとなったとき

(年金と失業給付の給付調整に必要な届出)

65歳未満で退職共済年金を受給されている方が、雇用保険法または船員保険法の失業給付(雇用保険法による基本手当、船員保険法による失業保険金)を受けることとなったときは、「**退職共済年金支給停止事由該当届**」と「**雇用保険受給資格者証(写し)**」または「**船員失業保険証(写し)**」を提出してください。

加給年金額が加算されている方へ

(担当：給付第二課第4係)

次に該当したときは、加給年金額が支給されません。

- ⇒ 速やかに「加給年金額対象者異動届」(※1)に必要書類を添付の上、ご提出してください。
- ⇒ お届けが遅れますと加給年金額の払い過ぎが多額となり、返済等でご面倒をおかけすることになります。

加給年金額対象者である配偶者について

- ★死亡した
- ★離婚した
- ★公的年金制度から老齢厚生年金又は退職共済年金(いずれも加入期間が20年以上であるか、又は20年以上とみなされる年金)を受けることになった(※2)
- ★公的年金制度から障害基礎年金、障害厚生年金又は障害共済年金を受けることになった
- ★年金受給権者ご本人によって生計が維持されなくなった(※3)

加給年金額対象者である子について

- ★死亡した
- ★年金受給権者ご本人の配偶者以外の養子となった
- ★養子である子が離縁した
- ★婚姻した
- ★年金受給権者ご本人によって生計が維持されなくなった(※3)

年金受給権者ご本人について

★加給年金額が加算された老齢厚生年金を受けることになった(厚生年金が優先されます)

- ※1 年金証書と共に送りました「届出用紙綴」の中にあります。
- ※2 「加入期間が20年以上とみなされる」かどうかは、老齢厚生年金については社会保険事務所で、退職共済年金については各共済組合で確認してください。
- ※3 「生計が維持されなくなった」とは、加給年金額対象者と年金受給権者が生計を共にしなくなった場合(例えば、別居)、又は加給年金額対象者の年収が850万円以上になった場合をいいますが、具体的には個別の事情により判断します。該当すると思われる場合は、担当までお申し出ください。

「個人住民税」の年金からの特別徴収が実施されます



平成21年10月から
個人住民税の
特別徴収がスタート

平成21年10月定期支給分の年金から、市区町村の依頼により、現在の「介護保険料」、「国民健康保険料」、「長寿(後期高齢者)医療制度保険料」に加えて、65歳以上の年金受給者の方の「個人住民税」が特別徴収されることとなります。

(遺族(共済)年金、障害(共済)年金は非課税のため特別徴収されません。また、退職共済年金を受給されている方は、社会保険庁から支給される老齢基礎年金から特別徴収されることとなります。)

この個人住民税の特別徴収の詳細に関しましては、**住所地の市区町村の税務担当窓口**にお問い合わせください。

特別徴収により個人住民税が徴収される方には、平成21年10月にお送りする「年金支払通知書」に、その徴収額を記載しておりますので、ご確認ください。

年金受給者の皆様からよくある質問



退職共済年金の年金受給者ですが、65歳になると改めて退職共済年金の請求手続が必要になると聞きましたが、どのような手続が必要なのでしょう。



「退職共済年金」を受ける権利は、法律上、65歳になったときに消滅することとされています。このため、65歳になると、改めて「65歳からの退職共済年金」の請求手続が必要となります。

具体的には、以下のとおり簡単な手続になりますが、請求手続を忘れずと年金のお支払を一時見合わせる場合がありますので、お気を付けください。

また、65歳からは、連合会の「65歳からの退職共済年金」とは別に、社会保険庁からも「老齢基礎年金」が支給されることとなります。

「65歳からの退職共済年金」の請求手続の流れ

65歳になる2ヶ月前に、連合会から「65歳からの退職共済年金」の請求書が届きます。
(はがき形式の簡易な請求書です。)



必要事項を記入のうえ、
提出期限までに連合会へ返送してください。

これで請求手続は完了です。

連合会から、「65歳からの退職共済年金」
の新しい年金証書が届きます。

「老齢基礎年金」の請求手続について

社会保険庁が裁定する「老齢基礎年金」の請求手続は、65歳までの年金制度の加入経歴によってそれぞれ異なります。

このため、連合会では、年金の加入経歴を確認させていただく必要がある方には事前に「調査票」をお送りするなどして、上記「65歳からの退職共済年金」の請求書と併せて、「老齢基礎年金」の請求手続に関するご案内をお送りします。

全国年金相談開催案内 (11月以降の開催)

平成21年度の年金相談につきましては、全国32地区で開催いたしております。11月以降の開催日程は別表のとおりです。

各会場とも開催地ごとの予約制となっております。**年金相談予約は開催日の1週間前まで受け付けております。**

なお、開催日程等につきましては、当会のホームページにも掲載しております。

また、諸事情により開催日程が変更となる場合もありますので、ご承知おきください。変更となった場合は、変更後の開催日程等を当会のホームページに掲載いたします。

■ 別表 平成21年度11月以降の年金相談開催日程

開催地	開催日	開催会場	開催地	開催日	開催会場
水戸市	11月 6日(金)	ホテルレイクビュー水戸	鹿児島市	12月11日(金)	KKR鹿児島敬天閣
熊本市	11月13日(金)	KKRホテル熊本	高知市	12月18日(金)	高知共済会館
那覇市	11月13日(金)	八汐荘	静岡市	1月22日(金)	静岡ビクトリアホテル
山口市	11月20日(金)	セントコア山口	長崎市	1月29日(金)	セントヒル長崎
宮崎市	12月 4日(金)	ホテルひまわり荘			

予約をされます皆様へ

連絡事項 (年金相談をご予約される前に必ずお読みください。)

◎年金相談予約方法

- 1 電話でご予約される場合…予約専用電話 **03-3265-9708**に連絡願います。(土日祝日を除きます)
受付時間は午前10時～12時、午後1時～6時までとなります。
- 2 インターネットでご予約される場合…「KKRホームページ(<http://www.kkr.or.jp>)」からのご予約となります。ご予約は次の手順で行ってください。「KKRホームページ」の、①「長期給付情報」の「相談・案内」を開く、②「相談・案内」の項番1の「年金相談・年金見込額試算について」を開く、③「年金相談会の予約をしたい」を開く、④こちら[SSL暗号通信]を開き必要事項を入力の上送信してください。
- 3 郵送でご予約される場合…「年金相談予約」と明記し、(1)開催地、開催日、希望時間(午前・午後)、(2)氏名(フリガナ)、(3)生年月日、(4)住所、(5)連絡先電話番号、(6)年金証書記号番号、(7)相談内容を記入して下記宛にお送りください。

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会年金部 年金相談室

◎年金相談をご予約された皆様には、別途、開催日にあわせてご自宅に相談会のご案内を送付させていただきます。

*** 読者のひろば ***

大自然と共に生きる喜び

光陰矢の如し、退職後いつの間にか、俗にいう後期高齢者の後期となりましたが、世間の人様から、お前は化物かとよく言われる。

今朝も早くから、顔は日焼で真黒、手は泥が染み熊のような手で、鍬一丁肩に、田んぼや畑の作物へ、ご機嫌伺いに行く。

特に畑には、目に入れても痛くないほど可愛い奴がいるからだ。種を蒔けば噂をつかず、裏切らず、必ず芽生えて、実を結び期待に応じてくれる。そのためには、彼等も、化学で加工した肥料や農薬は好まない。彼等野菜のご馳走は、培養土と清水を与えればご機嫌だ。不機嫌な時は、葉の色で訴えている。肥料が水が欲しいのか、居場所が悪いので根張りができないのか、害虫で栄養分を吸収されているのかを、野菜の気持で話しかけ要求に応じてやれば、やがて大きな果実を結び、

ピカピカの美味な野菜となる。その野菜を、朝一番に収穫し、多数の知人や友人に分配する。応えは有難うの一言がなんとも嬉しく、作る勇気と生き甲斐を感じる。

この元気の源泉は、一重に、郵便局在職時代、肩が曲がるほどの郵便物を背に負い、気候の厳しい北陸の豪雪、吹雪は自然の掟であり馴れっこの雀だ。

しかし、腰以上の積雪に白一色の道なき道を歩行する道程は、日々数十キロ、いかにも骨身に堪えた。そのお陰か、鍛えた体で稲作に、5アール余の野菜を生産しながら、身に余る年金を頂き、米、野菜販売で得た代金を糧に、くの字姿の老妻と手を取り合い、KKR宿泊プランを参考に、諸国漫遊温泉三昧、只、有難く、勿体なく、大自然の土に感謝し、今後も我が命ある限り、自然の生命と共に歩み続けたい。

福井県 村田 勉 (77歳)

男女共同参画社会に挑戦

カミさんが入院してもう5ヶ月になる。この前は2ヶ月程だったのでまだしも、今回は長丁場である。

家事全てにおいて「男子厨房に入らなす」といった古来の美風?を実践してきた身にとって、戸惑うことしきりの日常となった。

そもそも、現役で単身赴任していた時だって外食ばかりしていたし、洗濯物は帰宅時にまとめて持ち帰っていた。自炊をします、と勇ましく家から持ち出したナベやカマも、ついぞその用に共せられることなく帰宅した。よくテレビなどで、地方に単身赴任している年輩の

管理職が、エプロンをして楽しそうに料理をする番組にお目にかかる。私にとっては到底信じ難い光景である。(ホンマかいな。テレビの前だから端々を見せてはいるが、実のところは心で泣いているのでは...)などといふ勘繰りたくなる。

ああ、こんなことになるのだったら、現役時代、地域の管理職を集めた会議の席上、市のうら若き女性担当者が言うたあの時の言葉をもっと真面目に聞いておくべきだったなあ。「男女共同参画社会は、あなた方男性が率先して炊事、洗濯をすることで始まるのです。」

岡山県 國政 昭夫 (72歳)

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募を頂きありがとうございます。引き続き挑戦・実践・苦戦をされている「三せん」をテーマにした原稿をお待ちしています。

ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名及び年金証書記号番号、郵便番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室「読者のひろば」係まで送付ください。なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 (03) 3265-8141 (代表)

- ◆電話でのお問い合わせは、土日祝日を除く午前9時から午後6時までとなっております。
- ◆最近、間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないよう十分ご注意ください。
- ◆お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

連合会ホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp>
(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)